

# 崇城大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 崇城大学大学院（以下「大学院」という。）は本学の目的使命にのっとり、理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第1条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検および評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則した項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

### (課程)

第2条 大学院に修士課程および博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業に必要な能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 博士課程は、これを前期および後期に区分し、前期2年の課程を修士課程として取扱う。ただし、薬学を履修する博士課程（以下、「薬学の博士課程」という）は、この区分を設けないものとする。

5 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。

6 第4項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士後期課程のみの博士課程を置くことができる。

(研究科)

第 3 条 大学院に工学研究科、芸術研究科および薬学研究科を置く。

(研究科の目的)

第 3 条の 2 大学院は、研究科ごとに入材の養成に関する目的および教育研究上の目的を次の通り定める。

2 工学研究科修士課程では、学部教育の上に、工学分野のより高度な学識、技術を系統的、総合的に授け、創造性に富む研究者、職業人の育成を目的とする。

工学研究科博士課程では、修士課程で培った教育研究をさらに継承、発展させ、工学分野のより専門的で高度の知識を有し、自ら創造し、問題解決を行うことができる高度の研究能力を有する研究者、職業人を育成することを目的とする。

3 芸術研究科修士課程では、学部教育の上に、造形にかかわる芸術のより高度な学識、技術を系統的、総合的に授け、将来、美術、デザインといった造形芸術の第一線で活躍できる先導的な専門家、職業人を養成することを目的とする。

芸術研究科博士課程では、修士課程で培った教育研究をさらに継承、発展させ、芸術分野のより専門的で高度の知識を有し、自ら創造し、問題解決を行うことができ、造形芸術の第一線で活躍できる研究者、職業人を養成することを目的とする。

4 薬学研究科博士課程では、研究者として自立して研究活動を行い、サイエンスに裏付けられた研究能力を備えた指導的薬剤師と臨床治療に精通した先導的医療薬学研究者、職業人を育成することを目的とする。

(専攻および学生定員)

第 4 条 研究科に次の専攻課程を置く。

工学研究科

機械システム工学専攻	博士後期課程
応用化学専攻	博士課程
環境社会工学専攻	博士後期課程
応用情報学専攻	博士課程
応用微生物工学専攻	博士課程
応用生命科学専攻	博士課程

機械工学専攻	修士課程
建設システム開発工学専攻	修士課程
宇宙航空システム工学専攻	修士課程
芸術研究科	
芸術学専攻	博士後期課程
美術専攻	修士課程
デザイン専攻	修士課程
薬学研究科	
薬学専攻	博士課程

2 専攻の定員は次のとおりとする。

研究科・専攻	課 程	入学定員	収容定員
工学研究科			
機械システム工学専攻	博士後期課程	2	6
応用化学専攻	博士後期課程	5	1 5
環境社会工学専攻	博士後期課程	2	6
応用情報学専攻	博士後期課程	4	1 2
応用微生物工学専攻	博士後期課程	5	1 5
応用生命科学専攻	博士後期課程	5	1 5
機械工学専攻	修士課程	1 0	2 0
応用化学専攻	修士課程	1 0	2 0
建設システム開発工学専攻	修士課程	1 0	2 0
宇宙航空システム工学専攻	修士課程	5	1 0
応用情報学専攻	博士前期課程	1 0	2 0
応用微生物工学専攻	修士課程	1 0	2 0
応用生命科学専攻	博士前期課程	1 0	2 0
芸術研究科			
芸術学専攻	博士後期課程	3	9
美術専攻	修士課程	6	1 2
デザイン専攻	修士課程	6	1 2
薬学研究科			
薬学専攻	博士課程	5	2 0

(修業年限)

第 5 条 修士課程の標準修業年限は 2 年とする。

2 博士課程(薬学の博士課程を除く)の標準修業年限は 5 年と

し、修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 薬学の博士課程の修業年限は4年とする。

4 在学期間は、修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年、薬学の博士課程にあっては8年を越えることはできない。

ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

## 第 2 章 教員組織および運営

### (教員組織)

第 6 条 大学院を担当する教員は、本学の指導教員、担当教員および助手とする。

### (運 営)

第 7 条 研究科に研究科長を置く。

2 大学院の管理運営のため、研究科に委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

3 研究科委員会は研究科長および前条の指導教員をもって組織する。

4 研究科委員会は学長、副学長を出席させることができる。

5 委員長は、研究科長がこれにあたり、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

6 この条に定めるもののほか、研究科委員会の運営について必要な事項は別に定める。

## 第 3 章 学年・学期および休業日

### (学年・学期および休業日)

第 8 条 大学院の学年、学期および休業日については、崇城大学学則（以下「大学学則」という。）第5条、第6条および第7条を準用する。

## 第 4 章 授業科目・単位数・履修方法・単位修得の認定 および教育職員免許状

### (授業科目および単位数)

- 第 9 条 工学研究科に置く授業科目およびその単位数は、別表 I のとおりとする。
- 2 芸術研究科に置く授業科目およびその単位数は、別表 II のとおりとする。
- 3 薬学研究科に置く授業科目およびその単位数は、別表 III のとおりとする。

### (単位修得の認定)

- 第 10 条 授業科目の単位は、講義および演習については 15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位、実験、実習については 30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- 2 単位修得の認定は、筆記または口頭試験あるいは研究報告により行う。

### (教育方法の特例)

- 第 10 条の 2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### (課程の修了要件)

- 第 11 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士課程(薬学の博士課程を除く)の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第14条第2項第3号により後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 薬学の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

6 修士論文ならびに博士論文の審査および最終試験については、別に定める。

#### （教育職員免許状）

第12条 修士課程を修了した者が、教育職員免許法の定めるところにより、本学において取得できる免許状は次のとおりである。

研究科・専攻名	取得できる免許状
工学研究科 機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	応用化学専攻
	中学校教諭専修免許状 理科
	高等学校教諭専修免許状 理科
建設システム開発工学専攻	
	高等学校教諭専修免許状 工業
宇宙航空システム工学専攻	

高等学校教諭専修免許状	工業
応用情報学専攻	
高等学校教諭専修免許状	工業
高等学校教諭専修免許状	情報
応用微生物工学専攻	
中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科
応用生命科学専攻	
中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科
芸術研究科	
美術専攻	
中学校教諭専修免許状	美術
高等学校教諭専修免許状	美術
デザイン専攻	
中学校教諭専修免許状	美術
高等学校教諭専修免許状	美術

## 第 5 章 学 位

### (学 位)

- 第 13 条 工学研究科において修士課程を修了した者に対しては、修士（工学）の学位を授与する。
- 2 工学研究科において博士課程を修了した者に対しては、博士（工学）の学位を授与する。
  - 3 芸術研究科において修士課程を修了した者に対しては、修士（芸術）の学位を授与する。
  - 4 芸術研究科において博士課程を修了した者に対しては、博士（芸術）の学位を授与する。
  - 5 薬学研究科において博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）の学位を授与する。
  - 6 学位の授与については別に定める。

## 第 6 章 入学・休学・退学・除籍・再入学および転入学

(入学資格)

第14条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者。
- (4) 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。
- (5) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者。
- (6) 大学院において第1号と同等以上の学力があると認めた者。

2 博士後期課程に進学または編入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者。
- (2) 外国の大学において、修士課程と同等以上と認められる課程を修了した者。
- (3) 大学を卒業し、または外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有するものと同等以上の学力があると認めた者。
- (4) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者。
- (5) 大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

3 薬学の博士課程に進学または編入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者。
- (2) 薬学4年制卒業の薬剤師で、修士（薬学）の学位を有する者、または社会的実務経験（2年以上）を有する者。
- (3) 学校教育における18年の大学課程（医学、歯学又は獣医

- 学を履修する課程)を修了した者。
- (4) 外国において、学校教育における18年の大学課程(最終の課程は薬学)を修了した者。
  - (5) 大学(薬学を履修する課程)を卒業し、または外国において学校教育における16年の課程(薬学を履修する課程)を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有するものと同等以上の学力があると認めた者。
  - (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者。
  - (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

(入 学)

第15条 大学院の入学については前条に定めるもののほか、大学学則第20条、第22条および第23条の規定を準用する。

(休学および復学)

第16条 学生の休学および復学については、大学学則第26条1項、2項、3項ならびに第27条の規定を準用する。  
2 休学の期間は通算して修士課程では2年、博士後期課程では3年、薬学の博士課程では4年を超えることができない。

(退 学)

第17条 学生の退学については、大学学則第28条を準用する。

(除 籍)

第18条 学生の除籍については、大学学則第47条を準用する。

(再入学・転入学)

第19条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 願いにより退学し、2年以内に再入学を願い出た者。
- (2) 他の大学の大学院から、本学の大学院に転入学を願い出た者。

2 前項の場合においてすでに修得した学科目、単位および在学年数の認定は研究科委員会において行う。

## 第 7 章 入学検定料・入学金・授業料・その他納付金

(入学検定料・入学金・授業料・その他納付金)

第 20 条 入学検定料、入学金、授業料の金額および納入期限は別表 IV のとおりとする。

2 入学検定料、入学金、授業料に関する前項以外の事項については、大学学則第 38 条 5 項、6 項、第 39 条、第 40 条、第 41 条および第 42 条を準用する。

## 第 8 章 賞 罰

(賞 罰)

第 21 条 学生に対する賞罰は、大学学則第 44 条、第 45 条および第 46 条を準用する。

## 第 9 章 特別学生

(特別学生)

第 22 条 特別学生の入学については、大学学則を準用する。  
ただし、入学資格は第 15 条を適用する。

## 第 10 章 雜 則

第 23 条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

第 24 条 大学学則をこの学則に準用する場合は、「教授会」を「研究科委員会」と読みかえるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この学則は、平成 元 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 13 条については、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 8 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この学則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 11 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(崇城大学大学院工学研究科エネルギーエレクトロニクス専攻の存続に関する  
経過措置)

崇城大学大学院工学研究科エネルギーエレクトロニクス専攻は、改正後の学則第 4 条第 1 項ならびに第 2 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学大学院工学研究科電気・電子工学専攻の存続に関する  
経過措置)

崇城大学大学院工学研究科電気・電子工学専攻は、改正後の学則第4条第1項ならびに第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 28 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 29 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 30 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 31 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 32 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 33 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 34 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 35 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 36 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 37 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 38 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 39 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 I 工学研究科の授業科目と単位数（第9条第1項関係）

○機械システム工学専攻 博士後期課程

講 座 名	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
生産システム工学	特別演習（ゼミナール） 特 别 研 究	4 16	
機械力学・制御工学			
熱・流体工学			
材料工学			

○応用化学専攻 博士後期課程

講 座 名	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
応用無機化学	特別演習（ゼミナール） 特 别 研 究	4 16	
応用有機化学			
機能性高分子化学			
化学反応工学			
環境・分析化学			

○環境社会工学専攻 博士後期課程

講 座 名	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
建設構造工学	特別演習（ゼミナール） 特 别 研 究	4 16	
都市防災工学			
地盤環境工学			
環境システム工学			

○応用情報学専攻（博士後期課程）

科 目 区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
情報環境エネルギー	特別演習（ゼミナール） 特 别 研 究	4 16	
情報システム			
ソフトウェアサイエンス			
電子制御エレクトロニクス			
メディア情報処理			

○応用微生物工学専攻 博士後期課程

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
応用微生物学			
生物化学	特別演習（ゼミナール）	4	
生物資源環境工学			
食品生物科学	特別研究	16	
微生物遺伝工学			

○応用生命科学専攻（博士後期課程）

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
生命情報科学			
医用生体工学	特別演習（ゼミナール）	4	
細胞工学	特別研究	16	
生命環境科学			

○機械工学専攻 修士課程

講 座 名	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
エネルギー工学	流 体 工 学 特 論		2
	圧 縮 性 流 体 工 学		2
	エネルギー変換工学特論		2
	伝 熱 工 学 特 論		2
応 用 力 学	機 械 力 学 特 論		2
	計 算 力 学 特 論		2
	ロボット工学特論		2
	制 御 工 学 特 論		2
生 産 技 術 工 学	設 計 生 产 工 学 特 論		2
	精 密 工 学 特 論		2
	ト ラ イ ボ ロ ジ 一 特 論		2
	C A D / C A M 特 論		2
	半導体プロセス工学特論		2
材 料 工 学	機 械 の 強 度 評 価		2
	材 料 の 強 度 と 塑 性		2
	材 料 力 学 特 論		2
	塑 性 加 工 学 特 論		2
講 座 共 通	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 I		2
	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 II		2
	技術者倫理と知的財産		2
	機 械 工 学 研 究 実 験	2	
	特 別 演 習 (ゼミナール)	2	
特 別 研 究 座	特 別 研 究 座	12	
			1・2

○応用化学専攻 修士課程

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
応用無機化学	応用無機化学特論 I		2
	応用無機化学特論 II		2
	応用無機化学実験		2
応用有機化学	応用有機化学特論 I		2
	応用有機化学特論 II		2
	応用有機化学実験		2
機能性高分子化学	機能性高分子化学特論 I		2
	機能性高分子化学特論 II		2
	機能性高分子化学実験		2
化学反応工学	化学反応工学特論 I		2
	化学反応工学特論 II		2
	化学反応工学実験		2
環境分析化学	化学環境工学特論		2
	工業分析化学特論		2
	環境分析化学実験		2
講 座 共 通	特別演習(ゼミナール)	2	
	機器分析実験	2	
	アカデミック英語 I		2
	アカデミック英語 II		2
	技術者倫理と知的財産		2
	特別研究	12	
講 座 関 連	特別講座		1・2
	応用化学特別講義 I (セラミックス材料学)		1
	応用化学特別講義 II (機能性有機分子設計学)		1
	応用化学特別講義 III (機能性高分子化学)		1
	応用化学特別講義 IV (化学プロセス工学)		1
	応用化学特別講義 V (分子計測学)		1
	応用化学特別講義 VI (応用化学一般)		1

○建設システム開発工学専攻 修士課程

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
建設構造材料工学	振動工学特論		2
	有限要素法概論		2
	土質基礎工学特論		2
	岩盤工学特論		2
	構造・材料研究実験		2
防災構造工学	構造力学特論第一		2
	構造力学特論第二		2
	構造物基礎工学		2
	鋼構造特論		2
	防災工学特論		2
	構造材料システム工学		2
	構法生産工学		2
環境システム工学	建設構造力学研究実験		2
	水工施設管理工学		2
	水環境解析工学		2
	環境システム工学研究実験		2
	環境システム特論第一		2
	環境システム特論第二		2
計画・環境工学	材料システム工学		2
	建設史・意匠特論		2
	設計計画特論		2
	都市システム論		2
	環境設備工学特論第一		2
	環境設備工学特論第二		2
	建築設計計画演習		4
	建築設備設計特論		2
講 座 共 通	建築設備設計演習		4
	特別演習(ゼミナール)	2	
	特別研究	12	
講 座 関 連	特 殊 講 座	1・2	
	計算機特論第一		2
	計算機特論第二		2
	アカデミック英語I		2
	アカデミック英語II		2
	技術者倫理と知的財産		2
	インターンシップI		3
	インターンシップII		3

○宇宙航空システム工学専攻 修士課程

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
構 造・材 料 工 学	応 用 強 度 材 料 空 力 弹 性 学 学 学 学		2 2 2 2
熱・流 体 工 学	流 数 空 気 气 体 工 ネ ル ギ 一 流 体 力 学 学 学 变 换 工 学		2 2 2 2 2
運動・制 御 工 学	制 誘 導 制 御 工 学 工 学		2 2 2
講 座 共 通	アカデミック 英語 I アカデミック 英語 II 技術者倫理と知的財産 特別演習(ゼミナール) 特別研究 特殊講座	2 12	2 2 2 1・2
講 座 関 連	計 算 力 学 特 論 第 一 計 算 力 学 特 論 第 二 特 別 講 義 第 一 特 別 講 義 第 二 宇 宙 航 空 工 学 研 究 実 験		2 2 2 2 2

○応用情報学専攻（博士前期課程）

科 目 区 分	授 業 科 目 の 名 称	単 位 数	
		必 修	選 択
情 報 環 境 工 ネ ル ギ 一	電 力 工 学 特 論 電 気 機 器 特 論 パワーエレクトロニクス特論 環 境 工 学 特 論 電 気 応 用 工 学 特 論 電 離 気 体 工 学 特 論	2 2 2 2 2 2	
情 報 シ ス テ ム	通 信 工 学 特 論 情 報 通 信 特 論 計算機ネットワーク特論 シス テ ム 工 学 特 論 情 報 回 路 学 特 論	2 2 2 2 2	
ソ フ ト ウ ェ ア サ イ エ ン ジ ン	ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 特 論 アルゴリズム論 特 論 知 能 情 報 学 特 論 Web データベース 特 論 分 散 处 理 特 論	2 2 2 2 2	
電 子 制 御 エ レ ク ツ ロ ニ ク ス	電 磁 気 学 特 論 電 子 物 性 特 論 LSI シ ス テ ム 特 論 磁 性 材 料 特 論 電 子 回 路 特 論 計 測 工 学 特 論 ロ ボ テ イ ク ス 特 論	2 2 2 2 2 2 2	
メ デ ィ ア 情 報 处 理	画 像 工 学 特 論 音 声 認 識 特 論 音 響 情 報 处 理 特 論 パ タ 一 ン 認 識 特 論 音 楽 情 報 处 理 特 論	2 2 2 2 2	
講 座 共 通	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 I ア カ デ ミ ッ ク 英 語 II 技 術 者 倫 理 と 知 的 財 産 特 別 演 習 (ゼミナール) 特 別 研 究 座 特 殊 講 座	2 2 2 2 12 1・2	
講 座 関 連	工 学 基 礎 特 論 I 工 学 基 礎 特 論 II 工 学 応 用 特 論 I 工 学 応 用 特 論 II	2 2 2 2	

○応用微生物工学専攻 修士課程

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
応 用 微 生 物 学	応用微生物学特論		2
	発酵化学特論		2
	応用微生物学研究実験		2
生 物 化 学	生物化学特論		2
	蛋白質化学特論		2
	生物化学研究実験		2
生物資源環境工学	生物資源環境工学特論		2
	応用微生物工学特論		2
	生物資源環境工学研究実験		2
食 品 生 物 科 学	食品生物科学特論		2
	食品製造工学特論		2
	食品生物科学研究実験		2
微 生 物 遺 伝 学	遺伝学特論		2
	応用微生物遺伝学特論		2
	微生物遺伝工学研究実験		2
講 座 共 通	特別演習(ゼミナール)	2	
	アカデミック英語I		2
	アカデミック英語II		2
	技術者倫理と知的財産		2
	機器分析実験	2	
	特別別研 究	12	
講 座 関 連	特 殊 講 座		1・2
	有機化学反応論		1
	天然物有機化学生		1
	抗生物質特論		1
	特別講義I (分子生物学)		1
	特別講義II (生物機能利用工学)		1
	特別講義III (プロセス工学)		1
	特別講義IV (生物物理學)		1
	特別講義V		2
	特別講義VI		1

○応用生命科学専攻（博士前期課程）

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
生 命 情 報 科 学	生 命 情 報 科 学 特 論 I		2
	生 命 情 報 科 学 特 論 II		2
	生 命 情 報 科 学 研 究 実 験		2
医 用 生 体 工 学	医 用 生 体 工 学 特 論 I		2
	医 用 生 体 工 学 特 論 II		2
	医 用 生 体 工 学 研 究 実 験		2
細 胞 工 学	細 胞 工 学 特 論 I		2
	細 胞 工 学 特 論 II		2
	細 胞 工 学 研 究 実 験		2
生 命 環 境 科 学	生 命 環 境 科 学 特 論 I		2
	生 命 環 境 科 学 特 論 II		2
	生 命 環 境 科 学 研 究 実 験		2
講 座 共 通	特 別 演 習 (ゼミナール)	2	
	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 I		2
	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 II		2
	技 術 者 倫 理 と 知 的 財 産		2
	機 器 分 析 実 験	2	
	特 別 研 究	12	
講 座 関 連	特 別 講 義 I (分子細胞生物学特論)		1
	特 別 講 義 II (構造生物学)		1
	特 別 講 義 III (先端医療・健康科学特論)		1
	特 別 講 義 IV (遺伝情報応用工学)		1
	特 別 講 義 V (環境バイオテクノロジー概論)		1
	特 別 講 義 VI (先端生命科学)		1

別表Ⅱ 芸術研究科の授業科目と単位数（第9条第2項関係）

○ 芸術学専攻 博士後期課程

分 野	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 科 目	芸 術 学 特 講 芸 術 学 研 究 芸 術 学 演 習	2 2 6	

## ○ 美術專攻 修士課程

分 野	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 科 目	修 了 研 究 演 習	8	
共 通 科 目	修 了 研 究	16	
関 連 科 目	美 学 ・ 芸 術 学 特 論		2
	西 洋 美 術 史 特 論		2
	日 本 美 術 史 特 論		2
	東 洋 美 術 史 特 論		2
	日 本 画 特 論		2
	西 洋 画 特 論		2
	彫 刻 特 論		2
	デ ザ イ ン ・ マ ネ ジ メ ン ト 特 論		2
	デ ザ イ ン ス ト ラ テ ジ ー 特 論		2
	デ ザ イ ン 史 特 論		2
	デ ザ イ ン プ ロ ジ エ ク ト 論 演 習		2
	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 I		2
	ア カ デ ミ ッ ク 英 語 II		2
	技 術 者 倫 理 と 知 的 財 産		2
合 計		24	28

## ○ デザイン専攻 修士課程

分 野	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門科目	プロダクトデザイン特別演習		4
	スペースデザイン特別演習		4
	グラフィックデザイン特別演習		4
	インフォメーションデザイン特別演習		4
	写真映像表現特別演習		4
	マンガ表現特別演習		4
共通科目	修了研究	16	
関連科目	美学・芸術学特論		2
	西洋美術史特論		2
	日本美術史特論		2
	東洋美術史特論		2
	日本画特論		2
	西洋画特論		2
	彫刻特論		2
	デザイン・マネジメント特論		2
	デザインストラテジー特論		2
	デザイン史特論		2
	デザインプロジェクト論演習		2
	アカデミック英語Ⅰ		2
	アカデミック英語Ⅱ		2
	技術者倫理と知的財産		2
合	計	16	52

別表III 薬学研究科の授業科目と単位数（第9条第3項関係）

## ○ 薬学専攻 博士課程

講 座 名	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
臨床薬学講座	薬物治療学特論		2
	医薬品安全性学特論		2
	臨床薬学演習I		2
	臨床薬学演習II		2
	臨床薬学演習III		2
薬物治療設計学講座	D D S 特論		2
	薬物動態制御学特論		2
	医薬分子設計学特論		2
	分子イメージング		2
	薬物治療設計学演習I		2
	薬物治療設計学演習II		2
	薬物治療設計学演習III		2
未病医薬学講座	天然薬物学特論		2
	分子薬効解析学特論		2
	環境保健学特論		2
	未病医薬学演習I		2
	未病医薬学演習II		2
	未病医薬学演習III		2
連携講座	インターンシップ	2	
講座共通	生命環境倫理学特論 特別実験	2 16	
合 計		20	36

別表IV 入学検定料・入学金・授業料（第20条関係）

○入学検定料・入学金

	研究科	金額(円)	納入期限
入学検定料		30,000	願書提出日
入学金	工学研究科	220,000	入学手続日
	芸術研究科	220,000	入学手続日
	薬学研究科	400,000	入学手続日

○工学研究科 修士課程 授業料

入学年度		授業料(円)	納入期限
令和7年度入学	第1期	400,000	入学手続指定日
	第2期		
	第3期	400,000	R7.9.30
	第4期		
令和6年度入学	第1期	400,000	R7.4.30
	第2期		
	第3期	400,000	R7.9.30
	第4期		

○工学研究科 博士後期課程 授業料

入学年度		授業料(円)	納入期限
令和7年度入学	第1期	350,000	入学手続指定日
	第2期		
	第3期	350,000	R7.9.30
	第4期		
令和6年度入学	第1期	350,000	R7.4.30
	第2期		
	第3期	350,000	R7.9.30
	第4期		
令和5年度入学	前期	350,000	R7.4.30
	後期	350,000	R7.9.30

○芸術研究科 修士課程 授業料

入学年度		授業料(円)	納入期限
令和7年度入学	第1期	500,000	入学手続指定日
	第2期		
	第3期	500,000	R7.9.30
	第4期		

令和6年度入学	第1期	500,000	R7.4.30
	第2期		
	第3期	500,000	R7.9.30
	第4期		

○芸術研究科 博士後期課程 授業料

入 学 年 度		授 業 料 (円)	納 入 期 限
令和7年度入学	第1期	400,000	入学手続指定日
	第2期		
	第3期	400,000	R7.9.30
	第4期		
令和6年度入学	第1期	400,000	R7.4.30
	第2期		
	第3期	400,000	R7.9.30
	第4期		
令和5年度入学	前期	400,000	R7.4.30
	後期	400,000	R7.9.30

○薬学研究科 博士課程 授業料

入 学 年 度		授 業 料 (円)	納 入 期 限
令和7年度入学	第1期	350,000	入学手續指定日
	第2期		
	第3期	350,000	R7.9.30
	第4期		
令和6年度入学	第1期	350,000	R7.4.30
	第2期		
	第3期	350,000	R7.9.30
	第4期		
令和5年度入学	前期	350,000	R7.4.30
	後期	350,000	R7.9.30
令和4年度入学	前期	350,000	R7.4.30
	後期	350,000	R7.9.30